

(健II 167F) (健I 76)
令和3年6月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

職域接種の実施に伴い複数種類のワクチンを同一医療機関等で 使用する場合の取扱いについて

今般、職域接種においては、既にファイザー社ワクチンを用いて住民への接種を実施している医療機関及び特設会場（以下、医療機関等）と企業等との連携が考えられることから、同一の医療機関等における複数種類のワクチン使用の留意点について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添事務連絡がなされました。

ファイザー社ワクチンを使用している医療機関等において、武田/モデルナ社ワクチンによる職域接種を受け入れる場合には、複数種類のワクチンの同一医療機関等での一時的な併用を認めることとしています。留意点の概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 複数種類のワクチンの同一医療機関等における併用

- ・ 複数種類のワクチンで、被接種者の動線が重ならないようにすること
- ・ 保管冷凍庫等の設置場所・管理を明確に分けること
- ・ ワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、ワクチンの種類ごとに責任者・担当者、接種関連器具・物品も区分すること

2. 特設会場における対策について

上記1に加え、以下の対策を講じること。

- ・ 当日扱っているワクチンの種類について、被接種者にも一目でわかるよう会場内に掲示すること
- ・ 特に同じ時間帯に2種類のワクチンの接種を別のフロア等で行う場合には、次のような方策を講じること
 - 被接種者ごとに、接種するワクチン種別を明確に確認できる目印を用意し、接種時に確認すること
 - 被接種者が誤った順路や場所に進まないよう、色で分けた矢印の表示や音声での誘導など、明確な案内を行うこと

事務連絡
令和3年6月22日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域接種の実施に伴い複数種類のワクチンを
同一医療機関等で使用する場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に当たっては、現在、ファイザー社ワクチンを用いて広く高齢者等の住民への接種が行われているところです。

今般、企業等が職域接種を進めるにあたり、既にファイザー社ワクチンを用いて住民への接種を実施している医療機関及び特設会場（以下「医療機関等」という。）と連携して実施することも考えられます。この場合、同一の医療機関等において住民への接種と職域接種を実施するため複数種類のワクチンを使用することから、具体的な留意点について以下のとおりまとめましたので、これを御了知の上、接種を予定する医療機関及び関係団体に周知いただくようお願いします。

記

1 複数種類のワクチンの同一医療機関等における併用

ファイザー社ワクチンを使用している医療機関等において、武田／モデルナ社ワクチンによる職域接種を受け入れる場合には、複数種類のワクチンの同一医療機関等での一時的な併用を認める。

ただし、ワクチンの混同による間違い接種等を防ぐため、以下のとおり、各ワクチンの接種や管理、運用等について明確に区分すること。

【複数種類のワクチンの切り替えや併用時の区分】

- 1) 複数種類のワクチンで、被接種者の動線が重ならないようにすること
(例:フロアを分ける、接種の時間や曜日を区別する)
- 2) 保管冷凍庫等の設置場所・管理を明確に分けること
- 3) ワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、ワクチンの種類ごとに責任者・担当者、接種関連器具・物品も区分すること
(例:管理簿や関連器具等を色で区分する)

2 特設会場における対策について

既設の医療機関ではない特設会場については、上記1に加え、間違い接種対策の徹底の観点から、以下の対策も講じること。

【特設会場における対策】

- 1) 当日扱っているワクチンの種類について、被接種者にも一目でわかるよう、会場内に掲示する（例：受付・接種のブースに掲示する）
- 2) 特に、同じ時間帯に2種類のワクチンの接種を別のフロア等で行う場合には、間違い接種を防ぐため次のような方策を講じる
 - 被接種者ごとに、接種するワクチン種別を明確に確認できる目印を用意し、接種時に確認する（例：配布資料やファイル、バンドの色を、ワクチンの種類毎に異なる色とするなど）
 - 被接種者が誤った順路や場所に進まないよう、色で分けた矢印の表示や音声での誘導など、明確な案内を行う